

座間市障がい者活躍推進計画

(令和2年度～令和6年度)

1 趣旨

令和元年6月に「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、地方公共団体は率先して障がい者の雇用を行う責務が明示されました。また、厚生労働大臣が作成する指針に基づき、地方公共団体の各機関では障がい者活躍推進計画を策定することが義務付けられました。

こうしたことから、障がい者の能力を有効に発揮し、活躍することのできるよう「座間市障がい者活躍推進計画」を策定します。

この計画を踏まえ法定雇用率の達成や、障がい者が意欲と能力を発揮し活躍できる場の拡大に向けた取組を推進します。なお、本市では採用活動や職員の情報等の取り扱いを市長部局が行っているため、市長部局が中心となり各任命権者と連携し、合同で計画を策定するものとします。

2 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間。

3 課題

- 障がい者雇用率について、令和元年度時点で法定雇用率が未達成の状況であり、法定雇用率の達成に向けた取り組みが必要です。
- 障がい者の採用後の定着を推進するため、働きやすく、かつ能力を発揮して活躍することが出来る環境作りに向けた取り組みが必要です。

4 目標

(1) 採用に関する目標

各年度の障がい者雇用率が法定雇用率を達成すること。

(評価方法) 毎年任免状況通報により把握・進捗管理します。

(2) 定着に関する目標

不本意な離職者を極力生じさせない。

(評価方法) 毎年任免状況通報の時期に、対象職員の定着状況の把握・分析を行います。

5 取組内容

- 障がい者雇用推進者として、職員課長を選任します（令和元年度選任済）。
- 障がい者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む）について、厚生労働省（神奈川県労働局）が開催する障がい者職業生活相談員認定講習を受講させます。
- 必要に応じて、障がい者を対象とした採用試験を実施します。その際は、以下の取り扱いを行わないようにします。
 - ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。
 - ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
 - ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
 - ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
 - ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
- 新規に採用した障がい者について、面談等により配慮事項等を把握し必要な措置を検討します。
- 中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がい者となった者をいう）について、面談等により配慮事項等を把握し必要な措置を検討します。
- 特別支援学校、就労支援機関、ハローワーク等と連携・情報交換を行います。

6 その他

「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進するように努めます。

7 周知・公表

策定又は改定を行った計画は、イントラネットへの掲載等により、全ての職員に対し周知するとともに、市のホームページに掲載するなど、適切な方法で公表します。

また、目標の達成状況及び計画に掲げる取り組みの実施状況等についても、周知・公表します。